

○環境省告示第三十四号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第四十条第一項の規定により、国が福島県及び同法第三十八条第一項の規定に基づき土壤等の除染等の措置を実施した福島県内の市町村に代わって除去土壤（同法第二条第四項に規定する除去土壤をいう。以下同じ。）の処分を行うので、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百九十四号）第二条の規定に基づき、次のように公示する。

令和七年三月二十八日

環境大臣 浅尾慶一郎

一 除去土壤の処分を行う区域

全国 の区域

二 除去土壤の処分の開始の日

令和七年四月一日